

みどり市電子入札共同システム運用基準

(趣旨)

第1条 みどり市がぐんま電子入札共同システム（以下、「本システム」という。）を用いて行う入札及び入札に関連する事務取扱について、地方自治法、同法施行令その他の関係法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめみどり市が指定及び公表する調達案件（以下、「電子入札案件」という。）に適用する。

(用語の定義)

第3条 この基準において用いる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 協議会 本システムの運営主体である「群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会」のことをいう。
- (2) ぐんま電子入札共同システム みどり市が発注する調達関連業務を行うための情報システムをいう。また、本システムは次のサブシステムから構成される。
 - ① 電子入札システム 入開札及びこれに付随する事務を電子的に執行するためのシステム
 - ② 競争入札参加資格申請受付システム 入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うシステム
 - ③ 入札情報公開システム 発注案件情報、開札結果及び入札参加資格者名簿等を電子的に公開するシステム
- (3) 電子入札 本システムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入開札及び見積り合わせに関する業務をいう。
- (4) 紙入札 本システムを使用しないで、従来 of 紙による入札書、見積書を使用した入開札及び見積り合わせに関する事務をいう。
- (5) IC カード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が格納された電子入札用 IC カードをいう。
- (6) ID/パスワード 本システムが、利用者を特定するために発行する ID 及びパスワードをいう。なお、入札参加資格者名簿に登載された業者には、協議会より入札参加資格申請用と入札用の 2 種類の ID 及びパスワードが付与される。
- (7) 発注担当者 みどり市において、発注に係る業務を担当する者をいう。
- (8) 入札担当者 本システムを用いて入札に参加する者又は入札に参加しようとする者をいう。

(電子入札への参加者)

第4条 みどり市の電子入札に参加できる者は、みどり市の入札参加資格を有する者のうち、本システムにICカードの利用者登録が完了している者とする。

(ICカードの名義)

第5条 ICカードは、次の各号に定めるいずれかの名義としなければならない。

- (1) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者
- (2) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者から、入札、見積及び契約に関する委任を受けている者

(ICカード失効時の取扱い)

第6条 本システムに利用者登録したICカードの名義人が当該企業に属さないこととなった場合又はICカードが有効期限の終了等により失効した場合、当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。ただし、当該企業において登録している他の有効なICカードを用いて、電子入札に参加することはできるものとする。

(特定建設工事共同体におけるICカード)

第7条 特定建設工事共同企業体(以下、「特定JV」という。)用に利用者登録可能なICカードは、特定JVの代表構成員の代表者又は代表構成員の代表者から委任された者のICカードとする。

(紙入札による参加の特例)

第8条 発注担当者は、入札参加者が次の各号に該当する事由により紙入札による参加を希望するときは、紙入札による入札への参加を認めるものとする。この場合において、入札参加者は紙入札参加申請書(様式第1号)を入札書受付締切日時までに提出しなければならない。

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損、登録内容の変更等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請(準備)中の場合
- (2) 天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電又は通信事業者(プロバイダを含む。)の原因によるネットワーク障害その他入札参加者等の責によらない事由により本システムの利用ができない場合
- (3) その他、発注担当者がやむを得ない事由であると判断した場合

(調達案件の設定等)

第9条 発注担当者が、本システムに調達案件を登録する際には、次の各号に示す基準により日時を設定するものとする。

- (1) 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第20条に定める期間については、指名の通知又は入札の公告を行った日から入札書受付締切日までの期間とする。
- (2) 入札書受付開始日時は、開札予定日の前々日の午後9時を基準とする。
- (3) 入札受付締切日時は、開札予定日の前日の午後3時を基準とする。

- (4) 内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案した時間とする。
- (5) その他の日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(入札説明書等の電子ファイルの形式)

第10条 発注担当者が、本システムに入札説明書等を電子ファイルで添付する場合は、原則としてPDF（ACROBAT7以降のバージョン）により作成するものとする。ただし、入札参加者が提出のために編集を要するものについては、当該各号に定める電子ファイルの形式により作成するものとする。

- (1) Microsoft Word Word97以降のバージョン
- (2) Microsoft Excel Excel97以降のバージョン
- (3) テキストファイル 拡張子TXT又はCSV（カンマ区切り）

2 電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP形式又はLHA形式を使用し、自己解凍方式は使用しないものとする。

(調達案件登録情報の修正)

第11条 公告日又は公表日以降において、調達案件登録情報について錯誤が認められ修正する必要がある場合は、発注担当者は必要に応じ登録情報を修正又は当該案件の入札を中止する等の処置を行うこととする。この場合において、発注担当者は本システムによる通知のほか、電話及び電信等の確実な連絡方法により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

(紙入札への切替時の処理)

第12条 特段の事由により、発注担当者が調達案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件の入札参加者等に対して、本システム又は電話及び電信等の確実な連絡方法により、必要な事項を連絡するものとする。この場合において、入札参加者等に対する連絡以降は、当該案件に係る本システム処理を行わないものとする。

(参加資格確認申請、内訳書等)

第13条 発注担当者は、電子入札案件において一般競争入札方式により発注した場合は、参加を希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）に対して、原則として本システムによる参加資格確認申請等を求めることとする。

(関係書類の電子ファイルの形式)

第14条 発注担当者は、入札参加希望者又は入札参加者（以下、「入札参加者等」という。）に対し本システムにより電子ファイルの提出を求める場合は、原則として書き換えのできないPDF（ACROBAT3からACROBAT7のバージョン）による作成を求めることとするが、必要に応じて次のアプリケーションソフト及びファイルの形式についても認めることができることとする。

- (1) Microsoft Word Word97以降のバージョン

- (2) Microsoft Excel Excel97 以降のバージョン
 - (3) 画像ファイル JPEG 方式、GIF 形式、TIFF 形式
- 2 電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP 形式又は LHA 形式を指定することとするが、自己解凍方式は認めないものとする。
- (関係書類の提出方法の特例)
- 第 15 条 発注担当者は、次の各号に示す場合において、郵送又は持参による関係書類の提出を求めるものとする。
- (1) 入札参加者等が提出する電子ファイルの容量により、本システムへの登録が困難な場合
 - (2) 案件の内容により、本システムにより提出が困難又は適当でないと認められる場合
 - (3) 発注担当者から別途指示がある場合
- (内訳書の事前確認)
- 第 16 条 発注担当者は、本システムにより提出された内訳書を入札書受付締切日時後、開札前に確認することができるものとする。
- 2 前号により確認した内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。
- (ウィルスの感染)
- 第 17 条 発注担当者は、本システムにより提出された添付書類について、端末機に保存しウィルスチェックを行った後に閲覧等の操作を行うものとする。
- 2 添付書類がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告するとともに、当該添付書類を提出した入札参加者等と添付書類の提出方法を協議するものとする。この場合において、当該入札参加者等に対し、ウィルス感染に至った経緯について報告させるとともに、再発防止の措置を講じるよう指導するものとする。
- (発注案件に関する質問回答)
- 第 18 条 発注案件に関する入札参加者等からの質問は、本システムによらないものとし、質問書の持参、郵送、電送により提出するものとする。
- 2 発注担当者は、前号により受け付けた入札参加者等からの質問に対する回答を当該入札参加者等あて電子メールにて送信することにより行うものとする。
- (入札の辞退)
- 第 19 条 入札参加者等が入札書の提出を辞退するときは、入札書の受付期間内に本システムにより辞退しなければならない。ただし、システム障害等のやむを得ない事由により本システムにより辞退することができない場合は、入札書受付締切日時までに別に定める入札辞退届を提出することにより辞退できるものとする。

(紙入札による場合)

第 20 条 紙入札による参加を認められた入札参加者は、入札書を入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間に、封筒に封入し封印のうえ、提出しなければならない。また、当該入札書の余白には、必ず「くじ入力番号 (任意の 3 桁の数字)」を記載するものとする。

2 代理人が入札書を提出するときは、委任状を提出するものとする。

3 第 1 項により提出された入札書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

(開札)

第 21 条 発注担当者は、開札予定日時以降に本システムにより速やかに開札を行うこととする。なお、紙により提出された入札書は、開札予定日時以降に立会担当者のもとで発注担当者が入札金額を本システムに入力し、速やかに開札を行うこととする。

(くじの実施)

第 22 条 落札となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値等を用いた本システムによる電子くじを実施する。

2 紙入札においては、紙入札者が決めた任意の数値を発注担当者が本システムに入力することにより行う。

(入札書の無効等)

第 23 条 発注担当者は、入札担当者から提出された入札書が入札金額等の必要な事項の入力を欠いている場合のほか、次の各号に該当する場合は無効とする。

(1) 内訳書等の添付 (提出) を必要とする案件の場合で、内訳書等の添付 (提出) がない場合

(2) 入札書が入札書受付締切日時以降に到着した場合

(3) 入札、見積及び契約権限のない者の IC カードを使用して入札参加申請書等又は入札書が提出された場合

(4) 入札書を提出したときに使用した IC カードが、有効期限切れ又は記載事項 (代表者名、商号名称等をいう。) の変更等により開札時点で失効している場合

(パスワード管理)

第 24 条 入札参加資格を有する者は、パスワードを適切に管理し、6 か月に 1 度更新するよう努めなければならない。パスワードを失念した者は、遅滞なく再発行の手続きをしなければならない。

(不正行為等)

第 25 条 入札参加者が IC カード、ID/パスワードの不正利用又は虚偽の入札参加資格申請、入札書の提出等不正行為による入札を行った場合及びその他本システムの不適切な使用を行った場合は、指名停止等の適切な措置をとるものとする。

(システム障害等)

第 26 条 本システムのサーバ、ネットワーク若しくは関係機器・施設等又はみどり市のネットワーク若しくは関係機器・施設等の障害により入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因及び復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期又は紙入札への移行などの処理を行うこととする。この場合、本システム又は電話、電信等の確実な連絡方法により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

附則

この運用基準は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

様式1号(第8条関係)

年 月 日

みどり市長 様

申請者

住所(所在地)

商号又は名称

代表者名

印

紙入札参加申請書

下記案件については電子入札対象案件となっておりますが、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札での参加を申請します。

記

- 1 案件番号
- 2 案件名称
- 3 電子入札システムが利用できない理由